

法人コード	A018351
法人名	公益社団法人経営・労働協会

## 令和4年度事業計画書

### —令和4年度事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて— (自令和4年4月1日至令和5年3月31日)

#### 1 事業計画

##### (1) 新型コロナウイルス感染防止のための入国規制及び特定技能制度の影響等

令和3年度は、令和2年度に引き続き、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルスの感染拡大防止のために我が国において厳しい入国規制措置が執られ、技能実習はもとより観光やビジネス目的者、留学生等の入国が原則拒否されるという状況が続いたため、技能実習生の新規受入れができず、技能実習事業において多大な影響が生じました。他方、国際航空定期便の運航停止が続いたため、本国への帰国困難者は在留資格「特定活動」により特別に就労が認められ在留が暫定的に継続することとなりました。

また、特定技能外国人制度が施行され3年目に入り、大口顧客企業などにおいて技能実習から特定技能へ切り替える動きや技能実習生が特定技能へ転職するケースが生じてきました。

その結果、令和4年3月8日現在の技能実習生等（建設就労者、特定技能、特定活動を含む。）の受入れ数は244名と前年同時期（343名）に比較し99名の大幅な減員となりました。

我が国における新型コロナウイルスの感染状況は、現時点（令和4年3月17日）では感染力の強いオミクロン株の感染が続いており、今後の見通しは明確ではありませんが、ワクチンの3回目接種の推進や他国での感染状況に落ち着きが見られることもあり、令和4年度の事業計画は、技能実習生や特定技能外国人の出入国手続きがほぼ正常化することを前提として検討することとしました。

なお、新型コロナウイルスの影響が減少して出入国手続きが正常化したとしても、業種別にみると外国人観光客の入国規制継続により宿泊、ビルクリーニングなどは外国人材の受入が低迷しており、新規顧客の開拓に困難があります。

##### (2) 外国人技能実習事業

外国人技能実習事業は当協会における唯一の公益事業であり、引き続き中心的事業として推進していく必要がありますが、上記（1）に記載したように、コロナウイルスの感染防止のため約2年間にわたり技能実習生等の入国が規制されたこと、また、技能実習2号又は3号修了者が他企業へ転職しその補充が入国規制により行えなかつたこと、さらに昨年から技能実習生の受入を縮小し特定技能への移行を検討する企業が散見されるため、技能

実習生の増加に歯止めがかかり、また技能実習 2 号又は 3 号終了後に他社へ転職する技能実習生も少なくなく、次表のとおり技能実習生の受入は減員となる見込みとなっています。

このような状況を打開するために、令和 4 年度は、介護分野をはじめ自動車整備業、総菜製造業などについて、改めて新規企業の開拓に協会の全力で取り組むこととします。

実習生受入れ予測（建設就労者及び特定技能を含まず。）

	(A) R 3 年度末見込	(B) R 4 年度末	B - A
受入企業数	36 社	34 社	-2 社
実習生受入人数	245 名	166 名	-79 名

### （3）特定技能 1 号外国人支援事業

当協会は令和 2 年 12 月に登録支援機関として登録し、令和 3 年から特定技能外国人支援事業に本格的に取り組むこととし、令和 3 年度末において 5 社 18 名について特定技能支援事業を実施しておりますが、令和 4 年度には技能実習受入れ企業に対する特定技能制度の周知を徹底し、技能実習終了後の特定技能への移行を考慮する企業からの支援業務の受注を強化し、令和 4 年度末において 14 社 53 名を対象として特定技能外国人支援事業を実施します。

### （4）外国人建設就労者受入事業

制度自体が終了しつつあり（新規の受入は令和 3 年 3 月末日まで）、令和 4 年度当初に在留する 1 社 2 名の建設就労者も 10 月には在留期限満了となります。

### （5）教育・職能開発事業及び経営コンサルタント事業

当協会の主力事業である外国人技能実習事業及び特定技能外国人支援事業に経営資源を注力している関係から、教育・職能開発事業及び経営コンサルタント事業については休止の状態にあります。

## 2 収支予算

別添の令和 4 年度利益計画（正味財産増減計算予算案）をご参照ください。

## 3 資金調達計画

外部からの資金調達計画はありません。

## 4 設備投資の見込み

大規模な設備投資の計画はありません。

以上